



● ● ● 生保二重課税問題、10月下旬に ● ● ● 税務上の取扱いを変更 ● ● ● 平成12年分以降16年分以前の納税分には救済措置

財務省・国税庁は10月1日、「相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更等の方向性について」を公表。平成17年分から平成21年分の所得税の還付方法、平成16年分以前の保険年金に係る所得税の還付の方向性を説明している（今号26頁参照）。

還付の対象となる年金は3種類

年金に係る取扱い変更等の方向性についての公表は、7月6日の最高裁判決を受けてのもの（本誌362号8頁・363号10頁参照）。平成17年分から平成21年分の所得税の還付対象となる年金は、①年金形式で受給している死亡保険金、②学資保険の保険契約者死亡に伴い受給する養育年金、③個人年金保険契約に基づく年金の3種類。

取扱い変更後、これらの年金については、各年の保険年金を所得税課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分の所得金額にのみ所得税が課税されることになる。課税部分と非課税部分の計算は、年金支給初年は全額が非課税、2年目以降、非課税部分が同額ずつ階段状に減少していく簡易な方法とされる。この計算方法は、逦増型や逦減型等の年金種類や支払方法、支給期間にかかわらず用いられる。

更正の請求、知った日の翌日から2月以内

財務省・国税庁は、10月下旬に所得税

法施行令の改正、法令解釈通達の発遣を行い、保険年金に係る所得税の取扱いを変更するとしている。生命保険契約等に基づく年金等に係る所得の計算を規定する所令が改正される模様。この改正とともに、法令解釈通達の一部改正が行われるようだ。

還付手続は、取扱い変更後に受付が開始される。更正の請求の場合、該当するすべての年分について、取扱いの変更を知った日の翌日から2月以内に行う必要がある（通則法23条、通則令6条）。還付申告の場合、平成17年分の申告については、原則、本年12月末日が期限となる（通則法70条）。

なお、国税庁は、還付の対象は6万人～9万人、還付金額60億円～90億円と推計している。

税制調査会での議論を経て年末に結論

すでに還付請求権等が消滅している平成16年分以前の納税分についても救済措置が採られる方向。具体的には、平成12年分以降平成16年分以前の保険年金に係る所得税について、法律の手当てにより、特別な還付措置が講じられる方向だ。

還付金額の算定方法など特別措置の内容は、税制調査会で議論し、年末に結論を得る方針。法案成立後、一定期間、特別な還付措置の手続を可能とする（5年以内の課税分も同様の手当て）方向で検討が行われることになる。